

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

＜商業・業務系市街地＞

＜当該行為における景観に関する考え方＞ 記載欄

前面の山手通りからの見え方に配慮し、長大になるファサードを分節化するよう階段・EV・袖壁・ガラスパネル等でデザインを施した。反対側の住宅地から見ても凹形状の柱型を各スパンに配することによって圧迫感を軽減するデザインとした。また色彩はアイボリー系統でまとめることによって周辺建物になじむような計画としている。

配置	○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。
	記載欄
	配置計画は建物ボリュームを道路境界からできる限りオフセットした配置とし歩行者に圧迫感を与えない計画とした。
	○商店街では、住宅や駐車場など店舗以外の出入口の設置等について、隣接する建築群との関係に配慮し、にぎわいを損なわないよう計画する。
	記載欄
	○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。
高さ・規模	記載欄
	道路境界沿いには緑地や建物へのアプローチ空間を配置し前面歩道に対して威圧感を与えない
	○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。
	記載欄
	○道路や公園、広場など周辺の見通しのきく場所からの見え方に配慮する。
	記載欄
形態・意匠・色彩	前面道路からの見え方に配慮し、袖壁やルーバー、ガラスパネルを使い縦方向建物を分節化することによって周囲への圧迫感を軽減している。
	○住居系の建築物と隣接する場合は、建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減を行っている。
	記載欄
	バルコニー側のファサードは縦方向に凹形状の柱型のデザインを施すことによって建物の分節化を行い周辺への圧迫感の軽減を行っている。
	○建築物単体だけでなく、周辺の建築物や景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。
	記載欄
形態・意匠・色彩	外壁の色系統を周辺建物に合わせ、また道路側前面に緑地を設けることによって歩道上の緑地との一体感を出すよう計画している。

資料1-2. 措置状況説明書(2)

	○商店街では、店舗開口部の位置や形態など、隣接する建築群との関係に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。	
	記載欄	
	○色彩は、「色彩基準」に適合するとともに、周辺との調和に配慮する。	
	記載欄	
	色彩は基準に適合するよう計画するとともに、周辺建物になじむようにアイボリー系の色で外観の全般を構成している。	
	○外壁は、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用する。	
	記載欄	
	外壁は周辺建物に調和するよう主として 45 二丁掛タイルを使用している。手摺についてはバルコニー側にガラス手摺を設けることによって圧迫感を軽減する計画としている。	
	○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画とするなど、周囲からの見え方に配慮する。	
	記載欄	
	ポンプ室や、電気室は外部に独立して設けず建物内に配置した。	
公開 空地・ 外構・ 緑化等	○外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮する。	
	記載欄	
	駐車場やキュービクルは建物東側に配置し前面道路側には機械設備等が道路側から見えにくいよう配慮した。また敷地境界周辺には目隠しパネルや躯体立ち上がり等を設ける。	
	○周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	
	記載欄	
	歩道上の緑地との連続性を考慮し建物の道路側に多くの緑地帯を配置した。	
	○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	
	記載欄	
	配置状況に適した樹種を選定し、また管理動線を確保しメンテナンスが容易に行えるようにするなど維持管理が可能な計画とする。	
	○照明は、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。	
	記載欄	
	照明は基本的には庭園灯を使用し足元を照らす計画とする。アップライトを使う部分に関しては歩行者や周辺建物に光が散乱しないよう配慮する。	

<上記以外で特に景観に配慮した事項> 記載欄